

産業廃棄物処理施設設置許可申請及び変更許可申請 添付書類一覧表

本申請書を提出する前に、豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例に規定する諸手続きが必要です。また、焼却施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設、PCB 分解施設、最終処分場にあっては、縦覧等の法律に規定する諸手続きが必要です。

	添 付 書 類	最終 処分場	その他 の施設
1	生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（注7）	○	○
2	産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	○	○
3	周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	
4	処理工程図		△
5	施設の付近の見取図	△	△
6	施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	○	○
7	施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○
	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（注8）	△	△
8	法人 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表	○	○
	個人 資産に関する調査	○	○
9	法人 直前3年の各事業年度における確定申告書の写し（別表1及び別表4）、確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）	○	○
	個人 直前3年の確定申告書の写し（第1表）、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書	○	○
10	法人 直前3年の法人税の納税証明書（その1）	○	○
	個人 直前3年の所得税の納税証明書（その1）	○	○
11	経理的基礎申告書【市独自様式】（診断書が必要かどうかを判断してください。）	○	○
	中小企業診断士が作成した経営診断書	△	△
12	①申請書に記載した申請者、全ての役員（監査役を含む。）、使用者及び出資者の 住民票（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの） 。以下同じ。 ②申請者が未成年の場合は、法定代理人の 住民票 ③出資者が法人の場合は、法人の 履歴事項全部証明書	○	○
	13 法人は 定款（寄付行為） 及び 履歴事項全部証明書 （定款は原本証明をしてください。）	○	○
	14 役員等が欠格要件に該当していない旨の誓約書 (事業者、役員、株主等が欠格要件に該当していないことの誓約)	○	○
15	土地が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議（裏面参照）	○	○

（注意事項は裏面にも記載あり。）

- (注) 1 : ○印は、必ず添付する書類です。△印は、該当する内容がある場合のみ添付が必要です。
- 2 : 表に掲げるものの他、必要に応じて、変更事項及びその新旧の内容を記載した概要説明書類を添付してください。
- 3 : 申請に必要な部数は**2部（提出用、控用）**です。控用はコピーでも結構です。
- 4 : 住民票等の各種証明書類は、交付日から3か月以内のものを添付してください。正本には原本を添付してください。
- 5 : **申請は、日時等を担当者と調整して行ってください。**
- 6 : 申請書の「△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項」は、生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を考慮した上で、記入してください。
- 7 : 当該文書に記載すべき事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第11条の2のとおりです。
(ただし、同施行規則第11条の3に該当する場合は、当該文書は省略可能です。)
- 8 : **事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書を添付してください。**

○経営診断書の添付の判断基準

【法人】

決 算 書	営業実績3年以上					営業実績3年未満
直前期自己資本比率	0～10%未満		マイナス			
経常利益金額等 (直前3年平均)	黒字	赤字	黒字	赤字	赤字	
経常利益金額等 (直前期)	赤字	黒字・赤 字	黒字・赤 字	黒字	赤字	
診断士の診断書	必要	必要	必要	必要	不許可	必要

(注) ・上表に該当しない者は、診断士の診断書を貼付する必要はありません。

- 例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者
- ・経常利益金額等とは、損益計算書の経常利益の金額に損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た数字をいいます。
- ・自己資本比率：(貸借対照表の資本の部の合計) ÷ (貸借対照表の資産の部の合計) × 100
- ・診断士の診断書とは、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書をいいます。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【個人】

資 産 調 書	営業実績3年以上		営業実績3年未満
直前3年の所得税を1年でも 納税していない年がある	全ての事業者	—	全ての事業者
直前3年の所得税を3年間、 納税していない	—	資産 < 負債	
診断士の診断書	必要	不許可	必要

(注) ・上表に該当しない者は、診断士の診断書を貼付する必要はありません。

- 例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者
- ・診断士の診断書とは、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書をいいます。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

○処分場の事業用地が他法令により規制を受ける場合は、下表記載の所管課と協議が必要です。

ただし、下表記載の法令以外に協議が必要な場合は、当該法令の所管課と協議してください。

関 係 法 令	市役所相談窓口
農地法	農政企画課
森林法	森林課
建築基準法	開発調整課又は建築相談課
都市計画法、自然公園法	開発調整課
道路法、砂防法	土木管理課
河川法	土木管理課又は河川課